

平成30年 9月27日
(2018年)

工事費（建設コンサルタント業務費）内訳書の不備等により
入札を無効とする場合について（お知らせ）

電子入札に際して提出を求めている工事費（建設コンサルタント業務費）内訳書（以下「内訳書」という。）が別紙に掲げる事項に該当する場合には、事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）における入札条件第8条に該当するものとして、当該入札を無効としていますのでご留意願います。

（参考）

事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）における入札条件
（入札の無効）

第8条 事後審査電子入札において、次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- （1）競争に参加する資格を有しない者のした入札
- （2）電子認証書を取得していない者がした入札
- （3）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- （4）明らかに不正な行為によってされたと認められる入札
- （5）同一事項の入札について、同一人が2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- （6）工事費内訳書を電子入札システムにより提出しない者のした入札
- （7）紙入札参加届出の受理を得ずに紙入札により行った入札
- （8）共同企業体の入札において、共同企業体の代表者以外の構成員がした入札
- （9）その他入札に関する条件に反する入札

別紙

- 1 未提出又は未提出と同等と認められる場合
 - (1) 提出期限までに内訳書が提出されない場合
 - (2) 内訳書の一部が提出されない場合
 - (3) 内訳書と関係のない書類が提出された場合
 - (4) 内訳書を本市の指定様式により作成していない場合
 - (5) 他の工事の内訳書が提出された場合
 - (6) 内訳書として提出された書類が白紙である場合
 - (7) 当該工事に対応する内訳書が特定できない場合
 - (8) 他の入札参加者が作成した内訳書の全部又は一部を使用していると認められる場合

- 2 記載すべき事項に不備等がある場合
 - (1) 総額の記載のみで内訳の記載が全くない場合
 - (2) 発注者名に誤りがある場合
 - (3) 日付に誤りがある場合
 - (4) 工事（業務）名に誤りがある場合
 - (5) 住所、商号又は名称、代表者氏名、代理人氏名に誤りがある場合
 - (6) 内訳書の合計金額が入札書の金額と一致していない場合
 - (7) 内訳書に提出者の記名・押印が欠けている場合（電子入札システムを用いず、書面により入札参加する場合のみ）

- 3 その他未提出又は不備等がある場合